

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年 5月19日

【会社名】 日本伸銅株式会社

【英訳名】 NIPPON SHINDO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山崎 仁郎

【本店の所在の場所】 大阪府堺市堺区匠町20番地 1

【電話番号】 堺 (072) 229-0346 (代)

【事務連絡者氏名】 管理本部長 木本 道隆

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市堺区匠町20番地 1

【電話番号】 堺 (072) 229-0346 (代)

【事務連絡者氏名】 管理本部長 木本 道隆

【縦覧に供する場所】 日本伸銅株式会社 東京支店
(東京都墨田区錦糸 1丁目 2番地 1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社の特定子会社かつ完全子会社である大阪黄銅株式会社を消滅会社とする吸収合併を行う決議をし、同日付で吸収合併契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	大阪黄銅株式会社
住所	大阪府大阪市東成区今里西2丁目8番9号
代表者の氏名	代表取締役社長 吉田 剛
資本金	100百万円
事業の内容	伸銅品、アルミその他の金属材料及び原料の販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る特定子会社の議決権の数	
異動前	2,000個
異動後	- 個（吸収合併により消滅）
総株主等の議決権に対する割合	
異動前	100%
異動後	- %（吸収合併により消滅）

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社が、当社の特定子会社である大阪黄銅株式会社を吸収合併することより、同社が消滅するためです。

異動の年月日（予定）

平成27年7月1日（吸収合併の効力発生日）

2. 吸収合併の決定に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告）

(1) 吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	大阪黄銅株式会社
本店の所在地	大阪府大阪市東成区今里西2丁目8番9号
代表者の氏名	代表取締役社長 吉田 剛
資本金の額	100百万円
純資産の額	672百万円
総資産の額	2,932百万円
事業の内容	伸銅品、アルミその他の金属材料及び原料の販売

（注） 合併の効力発生日は平成27年7月1日を予定しております。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高(百万円)	6,727	7,424	9,838
営業利益(百万円)	144	122	178
経常利益(百万円)	140	118	175
当期純利益(百万円)	80	72	109

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	日本伸銅株式会社
発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)	100.0

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、大阪黄銅株式会社の発行済株式の全てを保有しております。
人的関係	当社の取締役1名、監査役1名、執行役員1名が大阪黄銅株式会社の取締役2名及び監査役1名を兼任しております。
取引関係	伸銅品の販売、非鉄金属原材料の購入、資金の貸付、保証債務

(2) 当該吸収合併の目的

大阪黄銅株式会社は、昭和22年1月設立以来、当社の伸銅品及び伸銅加工品の販売や、当社に対して原料販売を行ってまいりましたが、当社が一体運営することにより経営の効率化を図ることを目的として、当社が吸収合併することいたしました。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

合併の方法

当社を存続会社、大阪黄銅株式会社を消滅会社とする吸収合併によります。

吸収合併に係る割当ての内容

該当事項はありません。

その他の吸収合併契約の内容

合併契約書の内容は、次のとおりであります。

吸収合併契約書(写し)

日本伸銅株式会社(以下、「甲」という。)と大阪黄銅株式会社(以下、「乙」という。)とは、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

(合併の方式)

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併の方法により、合併するものとする(以下、「本合併」という。)。

甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本合併を実行する。

乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本合併を実行する。

(効力発生日)

第2条 本合併の効力発生日(以下、「効力発生日」という。)は、平成27年7月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(株式の割当て)

第3条 甲は、乙の発行済株式の全部を保有しているため、本合併に際して乙の株主に対して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

(資本金及び準備金の額)

第4条 甲は、本合併によりその資本金の額及び準備金の額を増加しないものとする。

(権利義務の承継)

第5条 乙は、本合併により、平成27年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぐ。

乙は、平成27年4月1日から効力発生日前日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にする。

(善管注意義務)

第6条 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

(従業員の引継ぎ)

第7条 甲は、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐ。

乙の従業員の待遇については、甲乙協議の上決定する。〔なお、乙の従業員の勤続年数については、乙における勤続年数を甲における勤続年数に通算するものとする。〕

(解散費用)

第8条 効力発生日以降において、乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

(合併条件の変更等)

第9条 本契約締結日から効力発生日前日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じた場合、又は、本契約に従った本合併の実行の支障となりうる重大な事象が発生もしくは判明した場合は、甲乙協議の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第10条 本契約は、前条に従い本契約が解除された場合、又は、効力発生日前日までに、法令上本合併に関して要求される関係官庁の許認可等が得られない場合には、その効力を失うものとする。

(規定外条項)

第11条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

上記契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

平成27年5月14日

大阪府堺市堺区匠町20番地1

(甲) 日本伸銅株式会社
代表取締役社長 山崎 仁 郎

大阪市東成区大今里西二丁目8番9号

(乙) 大阪黄銅株式会社
代表取締役社長 吉 田 剛

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 吸収合併後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本伸銅株式会社
本店の所在地	大阪府堺市堺区匠町20番地 1
代表者の氏名	代表取締役社長 山崎 仁郎
資本金の額	1,595百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	伸銅品、伸銅加工品の製造販売

以 上